

発議第1号

平成20年3月7日

庄原市議会議長 様

議会運営委員会

委員長 早瀬 孝 示

庄原市議会議員の報酬の特例に関する条例案の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の2及び庄原市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

(提案理由)

非常に厳しい財政状況の中、庄原市議会議員の報酬についての減額措置を平成19年度に引き続き実施するため、条例を制定しようとするものである。

## 庄原市議会議員の報酬の特例に関する条例

(庄原市議会議員の報酬に関する特例措置)

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間における庄原市議会議員の報酬月額については、庄原市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 40 号）第 2 条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に議長 100 分の 10、副議長 100 分の 9、常任委員会の委員長及び常任委員会の副委員長並びに議員 100 分の 8 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成 21 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。